



ご存じですか？国民年金付加保険料

問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159



将来の国民年金受給額を増やせます

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

■保険料（月額） ※令和7年度の場合

定額保険料17,510円 + 付加保険料400円

◇納めることができる人

国民年金第1号被保険者

任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）

◇申し込み先

佐賀年金事務所または市民課保険年金係

マイナポータルからも申し込むことができます。

<次の点にご注意ください>

※付加保険料の納付は、申し込みの月分からとなります

※毎月の付加保険料の納期限は、翌月末日です

※納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます

※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません

■付加年金額

付加年金額（年額）は「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。例えば20歳から60歳までの40年間付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりです。

200円×480月（40年）＝**96,000円（年額）**が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。なお、付加年金は定額のため、増額・減額はありません。



産前産後の国民年金保険料が免除されます！



問 佐賀年金事務所
市民課 保険年金係

☎0952-31-4191
☎0952-75-2159

国民年金第1号被保険者（自営業者、学生、無職の人など）が出産した場合、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。免除期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（産前産後期間）を対象に保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※妊娠85日（4か月）以上の早産・死産・流産された人を含む

■対象者

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

※国民年金に任意加入している人は対象になりません

■届出時期 出産予定日の6か月前から（出産後の届出も可能）

■手続きに必要なもの

○基礎年金番号通知書や年金手帳などの基礎年金番号を明らかにすることができる書類またはマイナンバーカード（カードを作成していない場合は、マイナンバーが確認できる書類＋顔写真付き身分証明書）

○母子健康手帳

※マイナポータルから電子申請ができます